

●子どもを元気にする環境づくり戦略・政策検討委員会設置要綱

平成18年2月13日
日本学術会議第8回幹事会決定

改正 平成18年7月26日 日本学術会議第21回幹事会決定
改正 平成19年2月22日 日本学術会議第33回幹事会決定
改正 平成19年6月21日 日本学術会議第39回幹事会決定

(設置)

第1 日本学術会議会則第16条第1項に基づく課題別委員会として、子どもを元気にする環境づくり戦略・政策検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(職務)

第2 委員会は、子どもの活力が低下している要因について分析し、活性化のための国家的な戦略のための基本方策について審議する。

(組織)

第3 委員会は、15名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

(設置期限)

第4 委員会は、平成19年7月31日まで置かれるものとする。

(小委員会)

第5 委員会に、次の表のとおり小委員会を置く。

小委員会	調査審議事項	構成
政策提言調査小委員会	子どもの活力が大きく低下している状況について現状調査し、要因についての総合的分析を行うこと	20名以内の会員、連携会員または会員、連携会員以外の者

(庶務)

第6 委員会の庶務は、事務局参事官（審議第二担当）において処理する。

(雑則)

第7 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成18年7月26日日本学術会議第21回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成19年2月22日日本学術会議第33回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成19年6月21日日本学術会議第39回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。